

# 山梨県公報

第二百五十五号

令和四年

一月二十四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………一九  
○土地改良区の解散の認可……………一九  
○県税等の収納事務の委託……………一九  
○公共測量の終了(三件)……………一九

## 告示

### 山梨県告示第十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
社団医療法人峡南会 峡南病院	南巨摩郡富士川町鯉沢千八百六番地

二 認定期限 令和七年二月二十六日

### 山梨県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和四年一月十七日乳ヶ崎林土地改良区の解散を認可した。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 公 告

### ● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 一 委託事務の範囲

法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉾区税及び県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金について四に掲げるスマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納し、その収納金を指定金融機関(山梨県財務規則(昭和三十九年規則第十一号)第二百四条第一項に定めるものをいう。)に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方(スマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納代行業務を行う会社)

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社

三 委託の期間 令和四年一月四日から令和五年三月三十一日まで

四 利用することができるスマートフォン等の電子機器による決済サービス

名称	決済サービスの名称
東京都千代田区紀尾井町一番三号 東京ガー	PayPay
デンテラス紀尾井町 紀尾井タワー Pay	Pay株式会社

### ● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 南巨摩郡南部町
- 三 測量の期間 令和三年七月五日から令和三年十二月二十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量、数値図化）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村
- 三 測量の期間 令和三年八月二十六日から令和三年十二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 富士山周辺（大沢川・宮川）
- 三 測量の期間 令和三年七月十六日から令和三年十二月二十八日まで